

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

消費・安全局動物衛生課
閣議：令和8年6月22日
公布：令和8年6月25日

1 概要

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行期日について、改正法は「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」、また、同条第2号に掲げる規定は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

（1）改正法の施行期日を令和8年7月1日とする。

（2）改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を令和9年5月1日とする。

【参考】

施行期日	内容
公布日 (令和8年5月19日) 【改正法附則第1条第1号】	・豚熱に係る選択的殺処分の導入 等
公布後3月以内 (令和8年7月1日) 【改正法附則第1条】	・ランピースキン病の家畜伝染病への追加 ・輸入禁止品の販売等の禁止、家畜防疫官による立入検査 等
公布後1年以内 (令和9年5月1日) 【改正法附則第1条第2号】	・登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の特例